

議案第91号

小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について

小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例

小松島市行政情報公開条例(平成12年条例第47号)の一部を次のとおり改正する。
第12条第2項中「反対の意思を表示した意見書」を「反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)」に改める。

第15条を次のように改める。

(審査請求があった場合の措置)

第15条 第10条第1項の決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求の全部を認容するとき(第12条第2項に定める反対意見書が提出されている場合及び当該審査請求の全部を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)又は当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決(開示請求者以外のものである参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

4 小松島市情報公開審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。

5 審査庁は、第1項の審査請求がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。